

令 0 2 原 機 ( 科 研 ) 0 2 3  
令 和 3 年 2 月 1 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その 1 2）の変更について（届出）

（その他試験研究用等原子炉施設の附属施設の構造及び設備の一部変更）

令和元年11月20日付け令01原機（科研）016をもって申請（令和元年12月26日付け令01原機（科研）025、令和2年6月19日付け令02原機（科研）004及び令和2年7月21日付け令02原機（科研）006をもって一部補正）し令和2年9月10日付け原規規発第2009104号をもって認可を受けました国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その 1 2）について、記載事項の一部を変更したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第5項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名	理事長 児玉 敏雄

2. 変更に係る試験研究用等原子炉施設の概要

JRR-3 原子炉施設

その他試験研究用等原子炉施設の附属施設

多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止のための設備

3. 法第二十七条第一項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和 2 年 9 月 10 日

認可番号 原規規発第 2009104 号

4. 変更内容

別紙に示すとおり「冠水維持機能喪失時用給水設備の設置」に係る設計仕様のうち、その他の冠水維持機能喪失時用給水設備の電源ケーブルに関する記載の一部を別紙のとおり変更する。

5. 変更理由

電源ケーブルの仕様について、記載内容に誤りがあったため、適切な内容に修正する。なお、この変更は施設の設計を変更するものではない。

以上

別紙

# 設計及び工事の方法の変更について

(冠水維持機能喪失時用給水設備の設置)

1. 構成及び申請範囲

(変更なし)

2. 準拠した基準及び規格

(変更なし)

3. 設計

3.1 設計条件

(変更なし)

3.2 設計仕様

(1) 給水用ホース接続口 (原子炉建家壁貫通部)

(変更なし)

(2) その他の冠水維持機能喪失時用給水設備

設備 No. 5 の電源ケーブルの仕様のうち、ケーブルの種類について以下の  
とおり変更する。

(変更前)

・ 600V ポリエチレンケーブル (JIS C 3605)

(変更後)

・ 600V ポリスチレンケーブル (JIS C 3312)

4. 工事の方法

(変更なし)